

令和7年度第2回台東区障害者福祉施策推進協議会 議事録

開催日時	令和8年3月23日（月曜日） 18:30～20:00	
開催場所	台東区役所 10階 1001会議室	
出席者	委員	小川委員長、佐々木副委員長、桑原委員、横田委員、松田委員、星野委員、伊藤（恵）委員、中村委員、飯塚委員、角田委員、田崎委員、折山委員、石渡委員、山下委員、見城委員、野坂委員、伊藤（玲）委員、原嶋委員、長岡委員、山口委員、前田委員、佐々木委員、水田委員、三瓶委員
	その他	[障害福祉課] 庶務担当係長2名、総合相談担当係長2名、給付担当係長 [松が谷福祉会館] 松が谷福祉会館長、障害者デイサービス担当係長、こども療育担当係長2名、社会参加援助担当係長
	事務局	[障害福祉課] 障害福祉課長、庶務担当係長、職員1名 [保健予防課] 保健予防課長、職員1名
欠席者	城所委員、酒井委員	
傍聴	0名	
議題	<p>1 開会</p> <p>2 新委員の委嘱及び紹介</p> <p>3 議事</p> <p>（1）区の障害福祉施策等について</p> <p>①台東小島ビルの障害者グループホームについて</p> <p>②障害に関する施策検討のためのアンケートの結果について</p> <p>③福祉作業所等の工賃向上支援の取組について</p> <p>④障害児通所支援の利用料負担分の助成について</p> <p>（3）第8期台東区障害福祉計画（令和9～11年度）について</p> <p>①第8期台東区障害福祉計画の策定について</p> <p>②台東区障害者実態調査の結果について</p> <p>（4）その他</p> <p>4 閉会</p>	

配布資料	資料1	台東区障害者福祉施策推進協議会委員名簿
	資料2	台東区障害者福祉施策推進協議会設置要綱
	資料3-1	台東小島ビルの障害者グループホームについて
	資料3-2	台東小島ビルの障害者グループホームについて（別紙）
	資料4-1	障害に関する施策検討のためのアンケートの結果について
	資料4-2	障害に関する施策検討のためのアンケートの結果（障害者）
	資料4-3	障害に関する施策検討のためのアンケートの結果（障害児）
	資料5	福祉作業所等の工賃向上支援の取組について
	資料6	障害児通所支援の利用料負担分の助成について
	資料7-1	第8期台東区障害福祉計画の策定について
	資料7-2	区障害福祉計画に関連する国の計画、指針
	資料7-3	第8期台東区障害福祉計画策定スケジュール（案）
	資料8	台東区障害者実態調査の結果について

— 議 事 内 容 —

(1) 区の障害福祉施策等について

① 台東小島ビルの障害者グループホームについて

..... 資料3-1、3-2

委員 指定管理の選定にあたり、どのような周知を実施するのか。また、設計図作成にあたり、どこへヒアリングをしたのか。実際に指定管理を行う事業者が決まった際、最初から身体障害と知的障害の両方を行うことを明記しているグループホームは初めてだと思うため、事業所選定が難しい。障害支援区分等の対象者要件については、区内の事業者へヒアリングするのか。一番気になるのが、強度行動障害の扱いをどうするのかということ。

障害福祉課 指定管理者候補への周知としては、募集要項等をこれから作成していくが、ヒアリングの過程で色々な事業所にお声がけをしたい。また、区の公式ホームページで広く周知したい。

図面作成にあたってのヒアリングについては、東京都との合築の建物であるため、図面自体は令和4年度の段階で作成する必要がある、つばき福祉会などに話をお伺いしながら進めた。

指定管理者の選定が非常に大事というお話があったが、区としても同様に考えており、これまでグループホームの運営経験がある事業所にお声がけをして話を聞いており、区内だけでなく、区外の事業所にもヒアリングしようと考えている。

強度行動障害のある方の受け入れについては、区立の施設であるため、民間のグループホームで受けづらい方を受けることが区立の施設としては必要だと考えているが、事業者としての受け入れの可否は、人員の配置もあると思うため、今後、ヒアリングを実施し、区としての考えを伝えた上で、事業所としてどこまでできるか協議していきたい。

委員 共同生活援助は、どこまで作れば需要に追いつくのが難しい。現在、共同生活援助や入所などで困っているのが、強度行動障害の方の受け入れ。先週、強度行動障害を専門に受け入れしている施設に話をお伺いしてきた。強度行動障害の受け入れに必要なのは、施設整備、声が外部に漏れないこと、施設から出てしまわないこと、壊しにくい建物など、色々と設備的に制限がある。また、強度行動障害の方を支援できる人員をどのように確保するのか、どれだけの人件費を払えるかになる。給付の収入では成立しないため、そこは区がしっかり考えてほしい。受け入れできる体制を整えてもらえるとありがたい。

障害福祉課 小島ビルは令和10年3月に竣工予定。運営開始自体は令和10年度と記

載しているが、引き渡し終了後の事前準備も含んでの令和10年度となっている。指定管理者は令和8年度から募集するため、2年程度かけて、事業者の選定や人員確保などに動いていく。区として整備したい内容に対応できる人員などの確保に努めていきたい。

委員

私の法人でも入所施設やショートステイがあるため、夜勤体制で職員を配置している。強度行動障害や肢体不自由が伴う方を受け入れする場合、夜勤でないと難しいと思う。図面を見ると、世話人室が2つあるため、2人の夜勤がいるという期待がある。

私の法人でも、強度行動障害を受け入れており、肢体不自由の方も高齢に伴い増えてきた。同じフロアで介護することは難しく、事故も増えてきている。動けない人、動く人が一緒にいることはかなり危険があるため、去年の暮れから、強度行動障害のある方と、重度、高齢化してきた方など、ゆっくりめの生活パターンを送る人でフロアを分けたが、それくらいしないと安全確保は難しいと感じる。

私も、強度行動障害の方のグループホームを建てるところに話をお伺いしたことはあるが、やはり、強度行動障害の方に特化した居室作りは必須。防音も必要だが、うちの施設では壁紙を貼れない。少し剥がれた所から全部剥がされてしまうため、結局は壁にペンキを塗っている。防火扉になっている強い扉でさえ、強度行動障害の方は壊す。防災の設備さえ破壊してしまう。そういう意味では、消防署と組んで建てていかないと、夜間の緊急時や火事の際の安全確保も難しい。

図面を見た時に、設備的に大丈夫なのかという心配がある。施設がしっかりしていると、働く職員の不安も少しは軽減できるため、しっかりとした設備だとよい。

私の法人では、強度行動障害の養成研修受けている職員を30パーセント超えて配置しているが、なかなか支援が追い付かない現状。医療とすぐに連携できる体制があると安心かと思う。

委員長

お二方の発言から、強度行動障害へのニーズが高いことが分かる。今回の障害者グループホームでは、知的障害者9名、内4名は知的障害と身体障害の重複に対応となっているが、そもそも強度行動障害への対応について、どの程度視野にいられたものか説明いただきたい。

障害福祉課

設計段階では、具体的に想定までは至っていなかったが、区として、強度行動障害の方への対応は必要と思う。そのため、事業者等とヒアリングしながら、設備面など、具体的に支援する際にどのようなところに気を付ける必要があるかを含めて聞いていきたい。

委員

フロム千束に続き、身体障害者の親は、身体障害者のグループホームができ

ることを喜んでいるが、知的障害者と身体障害者が一緒のグループホームは初めてのこのため、どんな感じになるのかという思いもある。特に、重度重複障害者という、自分で話すことができず、意思疎通が困難だったり、全ての日常生活に介護が必要な方は皆、グループホームを必要としており、親もグループホームにいれたいという意見がある。

重複も対応と記載があるが、重度重複者も対象となるのか。また、重度重複障害者を受け入れする場合は、身体と知的の介護経験がある法人が携わってくれるのか心配している。

障害福祉課

重複障害の方で、重度重複障害者が含まれるかというご質問だが、区としては、民間で受け入れできないような重度の方を受け入れしていきたい考えだが、事業者の対応可否もあるため、区としての意見を伝えながら、事業者がどこまでできるか、ヒアリングを通じて調整していきたい。

経験のある法人が携わるかどうかだが、当然、グループホームの経験がある事業者にはヒアリングをしている。今後、プロポーザルという形で事業者選定を実施するが、その際に、しっかり提案できる事業者を区として選定していきたいと考えている。

委員長

知的障害と身体障害の重複に対応した枠を4名分想定することは、一歩進んだコンセプトかと思う。ご意見が出たように、知的障害の方では強度行動障害、身体の方ではより重い障害を持った方への介助や介護の問題。こういったニーズの高さへのご意見がでた。施設設備、人員、体制、様々なコストもかかるため、それに対応できる事業所があるかどうかのバランスを見ながらという区としてのお答えかと思う。今日ここで結論が出ることではないと思うが、ご意見を踏まえ、さらに詰めていってほしい。

項番4、今後の予定に記載している、令和8年第2回定例会保健福祉委員会【指定管理者の選定】のところで、仕様書や選考方法が明らかになるという理解でよろしいか。

障害福祉課

おっしゃるとおりです。

## ② 障害に関する施策検討のためのアンケートの結果について

..... 資料4-1、4-2、4-3

委員長

この調査は、重度障害者、重度障害児に焦点を当てた調査となっており、説明の中で、全体の調査との比較をおっしゃっていたが、全体の調査というのは、資料8で報告いただく、障害福祉課計画を策定する際に実施している台東区障害者実態調査でよろしいか。

障害福祉課	おっしゃるとおりです。
委員	重度障害者、重度障害児へ焦点を当てた調査とあるが、重度の基準を教えてください。
障害福祉課	対象者については、項番1の(2)に記載のとおり、障害者については、身体、知的ともに1、2級の重症心身障害者と、行動に障害のある強度行動障害者を対象にしている。障害児については、身体、知的に重い障害のある重症心身障害児、医療的ケアが必要な児童、ケアニーズの高い加算児に調査を実施した。
委員	加算児の定義の指標は何か。また、強度行動障害というのは診断を受けた方なのか、周囲の判断によるものか。
障害福祉課	障害者の強度行動障害者として選定した基準は、障害福祉サービスの区分認定調査の中で、判定スコアが10点以上に該当した方。障害児の加算児とは、ケアニーズの高い、サポート加算がついている方を対象にしている。
委員長	全体調査とは、かなり異なる、焦点が絞られた結果が出ていると思うため、計画の参考にしていただきたい。

### ③ 福祉作業所等の工賃向上支援の取組について

..... 資料5

委員	歳入歳出の予算が出ているが根拠は何か。歳入というのは売上か。歳出で委託費を払う場合、月でどの位の金額か。また、区立のため家賃は取らないのか。
障害福祉課	製品の売り上げを区が歳入することはなく、各福祉作業所から自主製品を納品いただき、売上金を受託事業所が各事業所に分配する仕組み。歳入の根拠として、過去に同場所が喫茶店だったこともあり、飲料の販売を実施し、集客や自主製品購入の契機になればよいと考えている。飲料を販売した売り上げは、委託事業者が付加価値のあるものを販売して収入することはできないため、区が歳入する。歳出については、委託料や人件費、陳列棚や冷蔵庫の備品費が含まれている。月額については、今後プロポーザルで募集するため、回答は控えさせていただく。家賃については、委託事業になるためかからない。

委員長 少し分かりづらいというお声が聞こえてきており、私もよくイメージがついていない。工賃向上支援の自主製品販売のコーナーと飲料の販売は、同一事業者が行うのか。

障害福祉課 通常の売店をイメージしていただきたいのだが、物販を行う売店があり、そこで販売している商品が、各福祉作業所から納品いただいた自主製品。飲料についてイメージしているのは、コンビニにあるようなテイクアウト用の飲料の機械を設置し、飲料にかかる費用を支払い後、その機械を操作して飲料を手に入れていただけるという形。オペレートについては、委託する事業者をお願いする。委託事業者が委託料に含まれない売り上げを収入することができないため、区の方で歳入する仕組みで考えている。

委員長 (2) 就労機会の提供及び社会参加・社会的自立の促進とあり、出張販売等を実施することで、障害者の就労機会の拡充を図るということは、委託の仕様書等に、障害のある方の雇用が含まれるのか。

障害福祉課 障害者の雇用は考えておらず、現在も実施している出張販売のように、生涯学習センター1階に設置する今回の売店を使用し、ご希望された福祉作業所や募集を行った上で、出張販売という形で、福祉作業所の利用者の方に現地にて商品を販売していただくことを就労機会と考えている。それ以外にも、利用者の方が、この場所で何かを手伝うということも含まれてくるかと思うが、そのようなアイデアは事業者から提案していただきたいと考えている。

委員長 就労継続支援事業A型・B型に委託をして、その活動として実施するわけでもなく、雇用でもないということで、どのような就労の位置付けになるか分かりづらいため、また整理していただきたい。

委員 施設外就労の場の提供も含まれるのか。

障害福祉課 そのようなことも含まれるかとは思いますが、事業者に提案したもらう事項となるため、具体的な回答は差し控えさせていただきたい。

#### ④ 障害児通所支援の利用料負担分の助成について

.....資料6

委員 学齢期の人たちにとってはとてもありがたい事業だと思う。

放課後等デイサービスについては、多くの利用実績があるかと思うが、保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援の利用実績を教えてください。

障害福祉課 今回対象となる就学児以上の方としては、保育所等訪問支援は16名、居宅訪問型児童発達支援は2名が利用されている。

委員 通常の障害福祉サービスの負担額を区が助成するという事は、個別で本人へ助成するのか。

障害福祉課 ご本人への助成ではなく、保護者の方が事業者へ払う自己負担分について、区が代わりに事業者を支払う。

委員 障害のあるお子さんを育てる保護者や関係者の茶話会をもっており、6歳～30代前半のお子さんをもつ40名程度のライングループがある。今回の事業については、非常に画期的だという感謝の声が多い。品川区が無料になっているが、台東区でも、こんなにも早く、収入に関わらず完全無料になったことに非常に感謝している。

委員長 区の独自施策として世帯収入にかかわらず全額助成というのは、かなり画期的だと思う。同事業の他区での実施状況を教えてください。

障害福祉課 令和7年度現在で実施している区は、千代田区、中央区、品川区の3区と把握している。

## (2) 第8期台東区障害福祉計画（令和9～11年度）について

### ① 第8期台東区障害福祉計画の策定について

.....資料7

なし

### ② 台東区障害者実態調査の結果について

.....資料8

委員 施策策定にあたり、今回の調査は非常に重要だと思う。前回の調査と比較しての変更点や、回収率の違いがあれば教えてください。

障害福祉課 障害児の調査対象者数が、前回の100件から、今回450件に増えたことが大きな違い。また、新型コロナウイルスに関する設問に代わり、避難所や備

蓄などの災害に関する設問を新設した。

回収率については、障害者が、前回54.0パーセントに対し、今回57.4パーセント。障害児が、前回65.0パーセントに対し、今回68.2パーセント。全体合計が、前回54.9パーセントに対し、今回60.5パーセントとなっており、回収率は増加している。

委員 報告書内に記載されている自由意見に対する回答や対応についてお伺いしたい。

障害福祉課 意見者に対する個別の回答はしないが、障害福祉計画への反映については、それ以外で解決する方法がないかを精査した上で検討する。

副委員長 障害児、障害者ともに、重要だと思える施策として障害に対する理解の促進が最も高くなっており、障害に沿ったニーズの実現には、区民や社会全体の障害への理解促進がベースになっていると実感した。

委員長 実際の計画策定の段階になると、文面の作成や修正に追われ、調査で得たニーズとの紐づけを忘れがちになるため、可能な範囲で、調査との関連を計画策定の際に説明いただきたい。

#### (4) その他

委員 推進協議会での話になるかは分からないが、障害福祉施策として、障害児は扱われるが、教育については挙がってこない。ここ2年位で、知らない間に、区内の小中学校に支援学級が増えていた。

今回の実態調査でも出ているが、最近、発達障害の概念が世の中に広がってきており、発達障害の方が、私たちの通所施設に来るようになった。発達障害が障害域として扱われたため、移行治療ができる。

区内の支援学級が増えており、特別支援学校の人員も増えているが、学校を新設しようにもお金の問題でなかなか進まない。

検討段階でもかまわないので、教育分野での動きを推進協議会にて報告できないか。

委員 推進協議会内でのご意見は、教育委員会へ持ち帰った上で、色々取り組みを進めている状況。議会にて報告したが、小学校の知的障害の特別支援学級について、今度新たに千束にも整備を行う。発信という面で、どのような形で、推進協議会で情報提供できるかどうかは検討させていただく。

委員 長	<p>とても重要な指摘。第8期台東区障害福祉計画の策定については、資料7-1で説明いただいた、項番1の法的位置づけにて、市町村障害者計画、市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画に相当するとある。市町村障害者計画というのは、障害者基本法の第11条第3項に基づき、保健、医療、福祉、教育、就業、生活環境、意識啓発など、全般と定められており、区市町村によって、ウエイトの置き方は様々だが、障害者計画でかなり細かい内容が取り扱われており、障害福祉計画が加わっている構成のところが少ないと思う。全体のバランスとして、教育や街づくりの問題、意識啓発を、どのように計画に盛り込んでいけるか、考えを聞かせていただきたい。</p>
障害福祉課	<p>庁内検討会では、教育や医療、保健などの関連部署も参加するため、障害福祉課にて意見を集約し、台東区全体で障害福祉計画を作り上げていきたい。</p>
委員 長	<p>防災、安全、バリアフリーなどは、障害福祉サービスとは違う全般的なこととして盛り込まれているが、生涯教育の話など、色々と盛り込むべきポイントはあると思うため、障害者計画もきちんと網羅した計画であることを踏まえて、段階的に検討いただきたい。</p> <p>委員がおっしゃたことは非常に重要で、特別支援学級の生徒が増えているとともに、普通学級に籍を置いて、特別支援学級を利用する通級指導の生徒が急激に増えている。かつ、義務教育終了後、高校にて特別支援学校の必要性が課題とおっしゃっていたが、障害とはダイレクトに関係しないが、通信教育を高校段階で利用する方が急激に増えている。大学で障害を持つ学生の割合も急激に増えている。その50パーセントは、精神障害、発達障害。</p> <p>障害者計画や障害福祉計画は、今回第8期になるが、第1～3期を検討していた頃の、障害の概念やそれに関連する関係機関が随分変わってきている。それに対応した障害福祉計画になっていく必要があり、時代に即した検討を段階的に進めていく必要がある。</p>
障害福祉課	<p>障害福祉課にて、ヘルプバンドナを作成した。外見からは配慮や援助を必要としていることが分かりにくい方が、災害時に避難所等で身に着けることで、周囲の方に、配慮や援助を求めやすくするもの。黄色地の90センチ四方で、四隅にメッセージやマークを印刷している。表面を対角線に山折りにして、必要な支援のマークが外側を向くように羽織って使用する。また、綿でできているため、三角巾や風呂敷として活用できる。現在は、手帳所持者に配布しているが、今後は、配布対象を拡大することを検討している。</p>
委員 長	<p>避難所以外でも、災害時の移動時にも身に付けてもらえると、周りの人が配慮や支援をしやすいと思う。とても良い事業と思う。</p>